

「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 7月24日、「確定拠出年金制度について」(法令解釈)の一部改正※1及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正※2通知が発出されました。
- ▶ 内容は、今年5月1日に施行された、運用改善(運営管理業務の委託と評価にかかる事業主の行為準則等)等に関してで、意見募集時の内容※3から大きな変更はありません※4 ※5。

※1 [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)

※2 [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)

※3 [三菱UFJ年金ニュースNo.463](#)・[三菱UFJ年金ニュースNo.464](#)

※4 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※5 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要

(1) 事業主の行為準則及び運営管理機関の評価等

項目	法令解釈の概要
資産の運用に関する情報提供(投資教育)に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として定着していくためには、加入者等が適切な資産運用のための情報・知識を有していることに加え、確定拠出年金制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有していることも重要となる【追加】 投資教育を行う事業主等は、上記の趣旨に鑑み、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること【新設】

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
事業主の行為準則に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】平成30年7月24日</p> <p>(事業主の忠実義務)【変更・追加】</p> <p>①運営管理機関又は資産管理機関の選定の際の評価項目として、「提示されることが見込まれる運用の方法」を追加</p> <p>②事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して運営管理機関を選定する必要があることから、運営管理機関に委託している運営管理業務のうち、特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して適切に行われているかを確認するよう努めること</p> <p>③事業主は、少なくとも、下記事項について、運営管理機関から合理的な説明を受けるように努めること</p> <p>ア 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>イ 下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>(ア)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である場合</p> <p>(イ)他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である場合</p> <p>(ウ)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である場合</p> <p>ウ 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合、そのような内容になっている理由</p> <p>エ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p>

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいませうようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
事業主による運営管理機関の定期的な評価	<p style="text-align: right;">【施行日】平成30年7月24日</p> <p>(事業主による運営管理機関の定期的な評価の考え方)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮し、運営管理機関を選定すること ・事業主は、確定拠出年金制度を導入した後も、少なくとも5年毎に、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めること ・事業主は、運営管理機関等から、その業務の状況等について、年1回以上定期的に報告を受けることされているが、報告内容についても、定期評価の際に考慮することが望ましい ・運営管理業務に係る下記の「具体的な評価項目」の事項について報告を受け、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対して開示することが望ましい <p>(具体的な評価項目)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関による運用商品が選定された時点から時間が経過しても、なお、加入者等にとって最適な運用商品が選定されているかを確認するため、以下の点が評価項目として考えられる <ol style="list-style-type: none"> ① 運用商品に関する第9. 1(1)②の事項(事業主の忠実義務)(本紙2頁の②③項目) ② 運営管理機関による運用商品のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告の有無 ③ 加入者等への情報提供がわかりやすく行われていること(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況) ・確定拠出年金制度を長期的・安定的に運営するには、運営管理業務を委託する運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となることから、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等を評価項目とすることが考えられる ・定期的な評価は、事業主が主体的・俯瞰的に再点検し、運営管理機関との対話等を通じて、制度の是正又は改善につなげていくべきものであり、点検すべき項目や手法については、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるため、運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等)で点検すべき項目があれば、当該項目についても評価することが望ましい

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

(2) 運営管理機関の行為準則及び業務管理態勢等

項目	法令解釈の概要
運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <p>(運用商品の情報提供の説明について)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品の販売等を行う金融機関が自ら運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立な立場で業務を行い、禁止行為が確実に行われないようにすること 営業職員が運用の方法の情報の提供を行う場合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報提供を行う際に営業職員が同席する場合には、加入者等に対し、書面の交付その他の適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認をさせないための説明を行うこと 上記の誤認を防止するための説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること <ol style="list-style-type: none"> ①運用の方法の情報の提供は運営管理機関として行うこと ②特定の運用の方法の推奨が禁止されていること <p>(情報提供に関する留意事項)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において、運用の方法の情報提供が行われている必要があることに留意すること
運営管理機関の行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成30年7月24日</p> <p>(運営管理機関の忠実義務)【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主に対する説明責任を積極的に果たすとともに、事業主との意見交換等を踏まえつつ、定期的に、自己の運営管理業務の遂行状況を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこと <p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <p>(運営管理機関の行為準則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託する場合の忠実義務に関して、以下を明記【追加】 <ol style="list-style-type: none"> ①委託先の選定基準を適切に定めていること ②委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について加入者等の立場から見て必要があると認められる場合、その業務内容の是正又は改善を申し入れるとともに、その旨を事業主又は国民年金基金連合会に報告すること 「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」として以下の事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> 提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報提供すること【新設】 (ただし、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を示して行う場合を除く) 営業職員は運用の方法の選定に係る事務を兼務してはならない【変更】 運用の方法の選定に係る事務を行うことができる者は、運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、当該兼任者は、個人に対し商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘に関する事務を行う者であってはならない【変更】 営業職員が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないよう留意すること【新設】

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
<p>運営管理機関の行為 準則及び業務管理態 勢に関する事項</p>	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較表示に関して、以下のような行為が行われないよう留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること ②運用商品の内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること ③運用商品の内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること ④社会通念上又は取引通念上同等の商品として認識されない運用商品間の比較について、あたかも同等の種類との比較であるかのように表示すること ・「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当するものとして規則第20条第1項各号のほか、以下の行為が考えられるので、これらに留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、客観的数値等)以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること ②使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと ③表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該運用商品の元本の支払が保証されていると誤認させること ④一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること ・「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ②当該運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 (注)個人型年金加入者等である期間中、個別の運用の方法に係る手数料以外に、運営管理業務、事務委託先金融機関の業務及び国民年金基金連合会の業務に係る費用も負担することを明示すること ④確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件 (注)原則として60歳から老齢給付金を受給することになりその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び50歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が60歳より遅くなることを明示すること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
運営管理機関の行為 準則及び業務管理態 勢に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入前の者に対して行為準則に反する行為が行われることにより、その者が加入者等となった場合、その加入者等の権利が侵害されることのないよう留意すること【新設】 <p>(運営管理機関の業務管理態勢)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、運用関連業務を行う役職員への周知を行っていること ②法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること ③運用関連業務を行う役職員(運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員を含む)が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること ④加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備していること ⑤忠実義務に係る態勢を整備していること <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関が運営管理業務に付随する事務の一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定基準が適切に定められていること ・委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されていること ・委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、委任の解消等)を明確に定めていること

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。